明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

7　法第七十条の二の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　法第七十条の二の二第七項に規定する領収書等（以下この号及び次項において「領収書等」という。）当該領収書等又はその写しを各人別に整理し保存する方法

二　法第七十条の二の二第八項の規定による記録　当該記録を各人別に整理し保存する方法

8　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第三項第二号の規定は、前項第一号に定める方法により領収書等を保存する場合には、適用しない。

9　施行令第四十条の四の三第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　前号の受贈者が既に提出した教育資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　前号の教育資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額、贈与者の氏名及び当該教育資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

四　前号の非課税拠出額のうち施行令第四十条の四の三第二十項第一号に規定する遺留分による減殺の請求又は同項第二号に規定する取消権の行使があつた部分の額並びに当該遺留分による減殺の請求又は取消権の行使の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五　その他参考となるべき事項

10　施行令第四十条の四の三第二十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　前号の受贈者が既に提出した教育資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　前号の教育資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額、贈与者の氏名及び当該教育資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

四　前号の非課税拠出額がないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五　その他参考となるべき事項

11　施行令第四十条の四の三第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　施行令第四十条の四の三第二十六項に規定する変更前の氏名又は住所若しくは居所及び変更後の氏名又は住所若しくは居所

三　その他参考となるべき事項

12　施行令第四十条の四の三第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　施行令第四十条の四の三第二十七項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

三　その他参考となるべき事項

13　施行令第四十条の四の三第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の二の二第二項第二号に規定する教育資金管理契約（第三号及び次項において「教育資金管理契約」という。）に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の三第三十項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地並びにその移管がされた年月日

二　前号の教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　第一号の移管があつた教育資金管理契約に係る教育資金非課税申告書等を提出した受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

四　前号の受贈者が既に提出した教育資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該教育資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

五　その他参考となるべき事項

14　法第七十条の二の二第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　前号の教育資金管理契約に係る贈与者の氏名

三　第一号の教育資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該教育資金管理契約が法第七十条の二の二第十項第二号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四　第一号の教育資金管理契約に係る非課税拠出額及び法第七十条の二の二第二項第五号に規定する教育資金支出額

五　第一号の教育資金管理契約に係る教育資金非課税申告書等、施行令第四十条の四の三第二十一項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第二十八項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書を提出した税務署の名称及び提出年月日

六　その他参考となるべき事項

15　法第七十条の二の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　税務署長が法第七十条の二の二第十四項第一号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者が法第七十条の二の二第二項第一号に規定する教育資金（イにおいて「教育資金」という。）の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていない旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　イの教育資金の支払に充てられていない金銭の額

ニ　その他参考となるべき事項

二　税務署長が法第七十条の二の二第十四項第二号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者に係る教育資金非課税申告書等が二以上の金融機関の法第七十条の二の二第一項に規定する営業所等に提出された旨又は受贈者に係る教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が千五百万円を超えている旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　その他参考となるべき事項

16　取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の三第三十四項に規定する帳簿並びに同条第三十五項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間保存しなければならない。

17　施行令第四十条の四の三第三十七項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十一㈠から別表第十一㈤までによる。

18　施行令第四十条の四の三第三十八項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十一㈥による。

19　国税庁長官は、別表第十一㈥の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

第二十三条の七第三十二項第一号イ中「被保険者証の写し」の下に「、当該受贈者が施行令第四十条の六第四十五項第四号に規定する市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類」を加える。

第二十三条の八第二十五項中「第七十条の六の二第一項各号」と」の下に「、「第四十条の六第四十五項第四号」とあるのは「第四十条の七第四十九項において準用する第四十条の六第四十五項第四号」と」を加える。